

労働法最前線 — 企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

「労務派遣暫定規定」の比較解析

第72回

人事社会保障省(人保省)は2013年8月7日に「労務派遣の若干規定(意見募集案)」(以下、意見募集案)パブリックコメント募集の通知を發布し、意見を公募しました。これについては第61回にて解説しました。その後、人保省は、14年1月24日に「労務派遣暫定規定」(暫定規定)を發布し、14年3月1日より施行されます。今回は「暫定規定」と「意見募集案」の相違点について、以下のポイントから比較解析を行いたいと思います。

1. 臨時性、補助性、代替性のある職場の定義について
臨時性、補助性、代替性(「3つの性質」)のある職場の定義について、「暫定規定」と「意見募集案」に変更はなく、いずれも12年12月28日に全国人民代表大会常務委員会が公布された「中華人民共和国労働契約法」の修正に関する決定(13年7月1日施行、「労働契約法修正案」)第66条の定義を踏襲しています。

このうち、「補助性」のある職場の民主的手順について、「暫定規定」と「意見募集案」はいずれも、補助性のある職場の認定方法を明確に規定しました。ただし、両者には若干異なる点があり、「暫定規定」は「意見募集案」が規定する「派遣先はその業界と業務の特徴に照らし、使用する労務派遣従業員の補助性のある職場のリストを提出する」などの文言を削除し、派遣先が一方的に補助性のある職場を確定する解釈権を狭めました。

一方で、補助性のある職場の適法性と労働規則制度の民主的手続き履行(「労働契約法」第4条)を一致させ、民主的手続き履行の重要性を高めました。

2. 10%の“雇用比率”について

「労働契約法修正案」第66条は、「派遣先は労務派遣労働者の人数を厳格に制御し、その雇用総数に対して一定の比率を超過してはならず、具体的な比率は国务院労働行政部門が定める」と規定しています。「暫定規定」と「意見募集案」は同様に「10%」の比率を規定していますが、大きな違いがあります。

「意見募集案」第5条は、補助性のある職場の被派遣従業員/(補助性のある職場の被派遣従業員の人数+労働契約を締結した人数)<10%となることを規定していますが、「暫定規定」第4条は、被派遣従業員/(被派遣従業員の人数+労働契約を締結した人数)<10%となることを規定しています。

つまり、「意見募集案」では、「補助性」のある職場のみを雇用比率に算入していますが、「暫定規定」は「3つの性質」のある職場全てを比率に算入することで、10%の「雇用比率」により制限をかけ、「意見募集案」で規定される雇用比率を引き下げています。

3. 「3つの性質のある職場」に違反または「雇用比率」を超えた場合の法的結果について

法的結果については、「暫定規定」と「意見募集案」の立法趣旨自体が異なるといえます。すなわち、「3つの性質の

ある職場」違反の問題について、「意見募集案」第37条は、派遣先が「3つの性質のある職場」に違反した場合、労働行政部門に是正を命じられ、期限までに是正しなかった場合、罰金を科すと規定しています。

罰金処分後、1カ月以内になお是正しない場合、被派遣労働者は派遣先と労働関係を確立したとみなされます。しかし、「暫定規定」第20条と第22条は「派遣先が『3つの性質のある職場』に違反した場合、人保省行政部門の是正命令、警告を受け、被派遣労働者が損害を与えた場合、法により賠償責任を負う」と規定しています。つまり、「意見募集案」が規定する「派遣先と労働関係を確立したとみなす」という思考は踏襲されていません。

同様に、「雇用比率」違反の問題についても、「意見募集案」第37条には、「是正、罰金を命じられ、労働関係を確立したとみなす」などの法的結果が規定されていますが、「暫定規定」第20条と第28条は、派遣先は雇用調整案を制定し労働行政部門に届出し、雇用比率を10%未満に引き下げ、新たな被派遣労働者を用いてはならないと規定しています。

最後になりますが、「暫定規定」が14年3月1日に、派遣先が10%の「雇用比率」を超えている場合、調整使用方を制定し、16年3月1日までに10%まで引き下げなければならないと規定しています。一方、12年12月28日までに既に締結した労働契約と労務派遣協議の期限満了が16年3月1日以降となる場合は、法に基づき期限満了まで履行すると規定しています。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱譽鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資およびM & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【北京本部】

Add: 建外大街永安東里16号 CBD 国際ビル701室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800(日本語専用)

【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109(日本語専用)